

○伊奈町まちづくり基本条例（素案）

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの基本理念と基本原則（第4条—第8条）

第3章 まちづくりの主体の役割等（第9条—第13条）

第4章 情報の共有（第14条—第15条）

第5章 町民参加と協働（第16条）

第6章 実効性の確保（第17条）

附則

条例の名称

伊奈町まちづくり基本条例

【説明】

- 他の自治体では「〇〇町自治基本条例」や「〇〇市まちづくり基本条例」といった名称で制定されることが一般的です。「自治」と「まちづくり」という言葉を比較した場合、後者の方がよりなじみやすい言葉であると考え、素案では「伊奈町まちづくり基本条例」としました。

前 文

私たちのまち伊奈町は、バラのまちとして親しまれる、町民がいきいきと美しく輝くまちです。

古くは旧石器時代から人々の生活が営まれ、近世になると、町名の由来ともなった伊奈備前守忠次が、ここ武蔵国足立郡小室に陣屋を構え、関東一円の治水や新田開発、河川改修等を行い、関東繁栄の礎を築きました。

豊かな自然と心安らぐ田園風景に囲まれながらも、首都中心部から40km圏内という地理的条件に加え、埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の開通や都市基盤整備などによる住環境の向上とともに、人々が集う活気あふれるまちとして、さらなる発展を続けています。

先人たちは、自然と歴史を尊び、郷土を大切にし、さらに創意と努力による魅力あるまちづくりを進めてきました。

私たちは、これまで先人たちが築いてきたこのまちを、町と町民の協働による町民参加型のまちづくりを推進することにより、一層魅力あるまちとして将来に引き継ぎます。

私たちのまちが、町なかにバラの咲き誇るにぎやかで美しいまち、歴史と伝統が息づいた忠次公ゆかりのまちとして、広く人々から親しまれ、愛されることを願い、町民に開かれた温かいまちづくりを実現するため、この条例を定めます。

【説明】

- 条例制定の背景や制定に向けた決意を表すため、前文を設けます。町の歴史や地理的状況、特色や今日のまちへと発展してきた過程などについて言及した上で、目指すべきまちの姿と、それに向けて取り組んでいくまちづくりの決意を、宣言として記述します。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

(□：懇話会でのご意見 ■：検討委員会でのご意見 ☆：その他) ※以下の条文でも同様

- 町の長い歴史を踏まえると、前文にそういうものがあつたほうがいい。移ってきた人にどんな町かわかるように条例も（転入手続きの際に）渡せたらいい。
- 前文はあつたほうがいい。長さは北本市と八潮市の間程度。内容は町の誕生、名前の由来、町の誇りにしていること。町民憲章の視点も踏まえて前文に伊奈町はこういう街だとイメージできるように。
- 伊奈町はニューシャトル開通、がんセンターや精神病院建設等で反対も少なかったようだ。前文に伊奈町は変わろうとする意識が強い、新しいものを取り入れて発展してきたというのを入れてもらえるとありがたい。
- これまでの議会における一般質問の中で、まちづくり基本条例において、まちづくりの理想像を掲げる中で、町の魅力の代表的な例として、忠次公とバラに関して言及するか否かについて、議員と執行部との間でやり取りがあつたかと思うが、その際のやり取りも踏まえて、条例案の検討をされたい。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、伊奈町におけるまちづくりの基本原則を明らかにし、まちづくりを推進するための基本的な事項を定めることにより、町民、町及び議会の協働を推進し、町民参加型のまちづくりを実現することを目的とする。

【説明】

- 本条は、この条例の内容やねらいを簡潔に表したものです。

これからの伊奈町のまちづくりにおいては、町民が主体的に町政に関与する「町民参加型のまちづくり」が重要となります。その実現のため、まちづくりの基本となる原則を明らかにした上で、まちづくりを推進するための基本的な事項を、本条例により定めます。
- 「まちづくり」は、この条例で定義しませんが、暮らしやすいまちを実現するための町民、町及び議会の活動全てを包括したものと捉えています。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

(なし)

(条例の位置付け)

第2条 町民、町及び議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。

2 町及び議会は、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

【説明】

○ 本条は、この条例の位置付けについて規定するものです。

第1項では、この条例がまちづくりの基本原則等を定めるものであることから、町民、町及び議会は、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならないことを定めます。

このことから、第2項では、町の条例、規則等の制定・改廃に当たっては、この条例と整合させることを求めるものとします。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

(なし)

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者及び町内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。
- (2) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 町民参加 町民が、町が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程において、主体的に関与することをいう。
- (4) 協働 町民、町及び議会が、それぞれの責任と役割分担に基づき、対等の立場で協力しあうことをいう。

【説明】

○ 定義では、この条例の中で使われる用語のうち、共通認識を図るべき重要な用語を規定します。

○ 伊奈町のまちづくりは、伊奈町に住み、働き、学び、活動する全ての人によって進めていくことが大切です。そのため、この条例では「町民」を「町内に住所を有する者」（いわゆる「住民」）に限定せず、「町内において働き、学び、又は活動する個人又は団体」とします。

- 町の執行機関である町長と行政委員会・行政委員（地方自治法第138条の4、第180条の5）を「町」として定義します。現在、伊奈町に置かれている行政委員会・行政委員には、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会があります。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

- 浦安は協働ではなく連携という表現を使っている。連携についても用語の定義がない。用語の定義はきちんとしたほうがいいと思う。

第2章 まちづくりの基本理念と基本原則

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

- 八潮は基本理念が細かく載っている。町民が共感しやすい項目だても入れたほうがいい。

（まちづくりの基本理念）

第4条 町民は、まちづくりの主体者として、町及び議会とともにまちづくりを推進するものとする。

【説明】

- 本条は、まちづくりを進めていく上での基本的な考え方を示すものです。町民参加型のまちづくりを実現するため、町民をまちづくりの主体者として位置付けます。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

（なし）

（町民参加と協働の原則）

第5条 町民、町及び議会は、町民参加により、協働してまちづくりを推進することを原則とする。

【説明】

- まちづくりを進めていく上での基本的な考え方（基本理念）の下、まちづくりの具体的な進め方を規定するものとして、基本原則を設けます。本条では、町民に開かれた温かいまちづくりを実現するため、「町民参加」による「協働」が、重要な原則であることを規定します。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

- 第5条と第16条の内容が同様のものに見受けられるが、それぞれの位置付けについて、よく整理するようお願いする。

(情報共有の原則)

第6条 町民、町及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有することを原則とする。

【説明】

- 町民、町及び議会は、まちづくりに関する情報をそれぞれが有していますが、その情報を的確に共有することにより、まちづくりを推進していきます。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

(なし)

(地域尊重の原則)

第7条 町民、町及び議会は、地域の文化、歴史、伝統等の特徴を活かしながら、子どもからお年寄りまで全ての町民が住みやすく暮らしやすい、安心で安全な地域社会を実現するために、地域の特性を尊重するとともに、町はその支援を行うことを原則とする。

【説明】

- 町の各地域には、それぞれが大切にしてきた文化、歴史、伝統等の特徴があります。まちづくりを進めていくに当たっては、その特徴を活かしながら、全ての町民が住みやすく暮らしやすい、安心で安全な地域社会の実現を目指していくことが重要です。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

- ☆ ※小・中学生へのアンケート調査結果を反映（安心で安全な地域社会の実現といった視点を考慮の上、本条を作成）

(環境配慮の原則)

第8条 町民、町及び議会は、生物の多様性を保全するため、環境への影響に配慮した、持続可能な循環型社会を基調としたまちづくりの推進に努めることを原則とする。

【説明】

- 伊奈町は、首都中心部から40km圏内という首都近郊地帯にありながら、豊かな自然と心安らぐ田園風景が多く残されています。その恵まれた環境を将来へと引き継ぐため、まちづくりの推進に当たっては、環境への影響に配慮することが大切です。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

- 伊奈町は緑の多い街なので越してきたという話をよく聞くが、林や畑が消え、緑の街にふさわしくない行為が多くある。自然の保護について入れられたらいいと思う。
- 条例に循環型社会の構築の文言を入れてほしい。
- ☆ ※まちづくりに関するアンケート調査結果を反映（人と自然との共生といった視点を考慮の上、本条を作成）

第3章 まちづくりの主体の役割等

(町民の権利及び責務)

第9条 町民は、まちづくりに関して、参加する権利及び情報を知る権利を有する。

- 2 町民は、まちづくりの主体者であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。
- 3 町民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する町民は、その行使の機会を活かすように努めるものとする。

【説明】

- 第3章では、まちづくりの主体である町民と、まちづくりをともに推進していく立場である町と議会について、その権利や責務を規定します。

本条は、まちづくりの主体である町民について、まちづくりに参加する権利等を保証するとともに、積極的な関与を求めるものです。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

- 浦安は市民に関しての責任が強く書いてある。市長、職員は努力義務となっていて弱いものが多い。北本・八潮は全体的に義務として書かれているので北本・八潮タイプのほうがいい。
- 町民に対して町から義務感を負うような仕組みは好きではない。町民全員が同じ意識レベルではないので肩の荷が重くなる方もいる。かといって全くないのも困るので塩梅が難しい。
- 投票率が低いと感じる。小学生のうちから教育できないものか考えていた。働くこと、選挙に行くこと、税金を払うことを入れてもらえればありがたい。

(町長の責務)

第10条 町長は、町民の信託に応え、誠実かつ公正に町政運営に当たり、まちづくりを推進しなければならない。

2 町長は、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。

3 町長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力及び知識の向上を図らなければならない。

【説明】

- 町長は、町民に選出された町政運営の責任者であるため、本条において、その果たすべき責務を規定します。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

- **再掲** 浦安は市民に関しての責任が強く書いてある。市長、職員は努力義務となっていて弱いものが多い。北本・八潮は全体的に義務として書かれているので北本・八潮タイプのほうがいい。

(職員の責務)

第11条 職員は、町民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、積極的に町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

【説明】

- 本条では、まちづくりの重要な担当者である職員について、心構えや具体的に行うべきことを規定します。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

- **再掲** 浦安は市民に関しての責任が強く書いてある。市長、職員は努力義務となっていて弱いものが多い。北本・八潮は全体的に義務として書かれているので北本・八潮タイプのほうがいい。
- 条例を作っても窓口職員まで浸透していないと物事が進まない。北本、八潮のように職員の責務についてはあったほうがいいと思う。

(議会の責務)

第12条 議会は、伊奈町議会基本条例(平成25年条例第22号。以下「議会基本条例」という。)に基づき、町民の意思を的確に町政に反映させ、伊奈町としての最良の意思決定を導き出さなければならない。

【説明】

- 二元代表制の下、独自の立場でまちづくりに寄与してもらうため、議会の責務を本条で規定します。議会運営の基本事項は伊奈町議会基本条例に定められており、当該条例に基づき、議会はその役割を果たしていくことが求められます。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

- 議会の責務、議員の責務については、規定ぶりについて精査の上、議会側とも事前によく調整するようお願いします。

(議員の責務)

第13条 議員は、議会基本条例に基づき、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持等に努め、町民に信頼され、存在意義のある議会を築かなければならない。

【説明】

- 本条は、議員のあるべき姿や心がけるべきことを規定するものです。前条の説明のとおり、議員は、伊奈町議会基本条例の規定を踏まえた活動が重要となります。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

- **再掲** 議会の責務、議員の責務については、規定ぶりについて精査の上、議会側とも事前によく調整するようお願いします。

第4章 情報の共有

（情報の公開及び発信）

第14条 町及び議会は、開かれた町政の推進を図るため、他の条例で定めるところにより、保有する行政情報を公開しなければならない。

2 町及び議会は、町民参加型のまちづくりを実現するため、積極的に情報の発信を行わなければならない。

【説明】

○ 第4章と第5章では、町民参加型のまちづくりを進めていく上での仕組みとして、「情報の共有」と「町民参加と協働」を規定します。

本条は、「情報の共有」の具体的な仕組みとして、「情報の公開及び発信」を定めるものです。情報の公開及び発信は、町民の知る権利を保障するとともに、町民参加において前提となるものです。情報公開の詳細については、「伊奈町情報公開条例」に定められています。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

□ 浦安・八潮は「情報共有」、北本は「情報公開及び発信」と見出しの表現からも自治体の町民への姿勢が見えるのできちんとやってほしい。

（個人情報の保護）

第15条 町及び議会は、個人の権利利益の保護及び適正な町政運営に資するため、法令又は他の条例で定めるところにより、保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

【説明】

○ 本条は、「個人情報の保護」について定めるものです。

情報の共有は大切ですが、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、町及び議会が保有する個人情報は、厳重な管理が必要です。個人情報の保護の詳細については、「個人情報の保護に関する法律」及び「伊奈町個人情報の保護に関する法律施行条例」に定められています。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

（なし）

第5章 町民参加と協働

(町民参加と協働の推進)

第16条 町及び議会は、まちづくりに関して、町民参加の機会を保障しなければならない。

2 町及び議会は、町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。

【説明】

○ 本条は、町民参加と協働の推進に係る仕組みを規定するものです。町及び議会に対して、まちづくりに関する町民参加の機会を保障させることにより、町民参加と協働の推進を図ります。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

■ **再掲** 第5条と第16条の内容が同様のものに見受けられるが、それぞれの位置付けについて、よく整理するようお願いする。

第6章 実効性の確保

(条例の見直し)

第17条 町長は、社会経済情勢等の変化に対応するため、必要に応じて、この条例を見直すための措置を講ずるものとする。

【説明】

○ 本条例がその役割を十分に果たすよう、条例の見直しを行うための規定を設けます。社会や経済等の情勢の変化に的確に応じ、適宜必要な改正を実施することで、町民参加型のまちづくりの実現を目指します。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

(なし)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【説明】

○ この条例の施行期日について定めるものです。

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

(なし)

その他（条例全般に関すること）

【懇話会・検討委員会等での主なご意見】

■ この条例が制定されることで、事務がどのように変わるかといった具体例を示す資料を、職員に対して示せるとよい。